

## 宮崎県検査書類限定型モデル工事試行要領

令和7年3月10日

工 事 検 査 課

### 1 目的

「検査書類限定型モデル工事」（以下「書類限定型工事」という。）は、検査に必要な書類を限定し、検査の効率化及び省力化を図ることを目的とする。

### 2 対象工事

書類限定型工事の対象工事は、環境森林部、農政水産部及び県土整備部の所管する建設工事のうち、情報共有システム（ASP）を活用する中間検査実施対象土木工事（建築・営繕工事は除く）の中から、発注者が指定する工事とする。

なお、契約済みの工事については、発注者が受注者と協議し、受注者が承諾した場合に対象工事とすることができるものとする。ただし、以下の工事については、対象から除外する。

- ① 低入札価格調査の対象となっている工事
- ② 施工中に休業4日以上工事関係者事故又は重大な公衆災害事故を起こした工事
- ③ 施工中に監督員から「工事成績評定の基本的な解釈と運用について」に規定する第三段階の改善指示が発出された工事

### 3 書類の限定

#### (1) 書類検査

検査員は、検査時に下記の書類に限定して検査を行う。

- ① 施工計画書
  - ② 施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）
  - ③ 工事打合簿（設計図書の照査・着手前測量、段階確認書等、工事の各段階で監督員に提出した書類を含む。）
  - ④ 出来形管理資料（「土木施工管理の統一事項 第2編8.2 出来形管理」において規定する出来形管理資料をいう。）
  - ⑤ 品質管理資料（「土木施工管理の統一事項 第2編8.1 品質管理」において規定する品質管理資料をいう。また、材料などの品質証明書、材料承認願を含む。）
  - ⑥ 工事写真（工事完成図書として提出したものに限る）
- ※ 上記書類は、工事完成図書として監督員に提出した書類を使用することとし、検査の受検を目的とした書類の再作成がないようにすること。
- ※ 検査に当たっては、監督員は検査員に対し「施工プロセスのチェックリスト」の提出及び「施工体制点検結果」の提示を行うこと。

(2) 限定書類以外の確認

検査に当たり、特に必要が生じた場合は、(1)に掲げる6書類以外の書類の確認を求めることがある。この場合は、検査員が監督員を通じて、受注者に通知する。

(3) 調査協力

受注者、監督員及び検査員は、検査書類限定型モデル工事に係るアンケート調査の回答に協力するものとする。

4 指定及びその解除について

(1) 書類限定型工事の対象工事を発注する場合は、共通特記仕様書の該当条文を適用する旨を、特記仕様書別表に記載することとする。

(2) 契約済みの工事を書類限定型工事の対象とする場合は、監督員は指示書にて受注者に指示するものとする。

(3) 書類限定型工事の対象工事を対象外とする場合は、監督員は指示書にて受注者に指示するものとする。

共通特記仕様書記載例

第〇〇条 検査書類限定型モデル工事の試行

- 1 本工事は、検査書類限定型モデル工事の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「宮崎県検査書類限定型モデル工事試行要領」に基づき行う。  
ただし、情報共有システムの活用を条件としているため、活用しない場合は、試行の対象外とする。  
なお、この工事は、検査時に確認する書類を限定したものであり、書類の作成は従来どおり行うこと。
- 3 検査書類限定型モデル工事は、検査時に下記の6書類に限定して書類検査を行う。
  - ①施工計画書
  - ②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）
  - ③工事打合簿
  - ④出来形管理資料
  - ⑤品質管理資料
  - ⑥工事写真（工事完成図書として提出したものに限る）
- 4 特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記6書類以外の追加書類を併せて通知することがある。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査に協力するものとする。
- 6 宮崎県検査書類限定型モデル工事試行要領は、宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>工事検査>宮崎県検査書類限定型モデル工事試行要領について）から入手できる。

## 監督員指示書記載例（試行対象に指定する場合）

本工事を、検査書類限定型モデル工事の試行対象工事とする。

試行は、「宮崎県検査書類限定型モデル工事試行要領」に基づき行う。

なお、この工事は、検査時に確認する書類を限定したものであり、書類の作成は従来どおり行うこと。

3 検査書類限定型モデル工事は、検査時に下記の6書類に限定して書類検査を行うものである。

①施工計画書

②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）

③工事打合簿

④出来形管理資料

⑤品質管理資料

⑥工事写真（工事完成図書として提出したものに限る）

4 特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記6書類以外の追加書類を併せて通知することがある。

5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査に協力するものとする。

6 宮崎県検査書類限定型モデル工事試行要領は、宮崎県庁ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞工事検査＞宮崎県検査書類限定型モデル工事試行要領について）から入手できる。

## 監督員指示書記載例（試行対象を解除する場合）

本工事は、「検査書類限定型モデル工事」の試行対象工事としたが、以下の理由により試行対象を解除する。

理由：

（低入札価格調査対象工事となったため。）

（施工中に休業4日以上工事関係者事故または、重大な公衆災害事故を起こしたため。）

（施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出されたため。）

（情報共有システムの活用が認められなかったため。）

## 5 留意事項

書類限定型工事は、検査対象となる書類を限定するものであり、契約の履行に必要な書類の作成に影響を与えるものではない。

### 附 則

本要領は、令和7年4月1日から施行する。